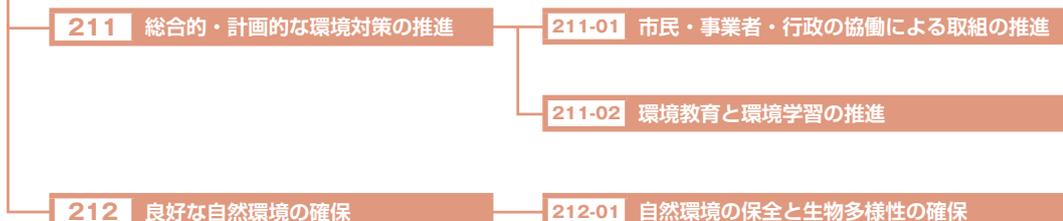


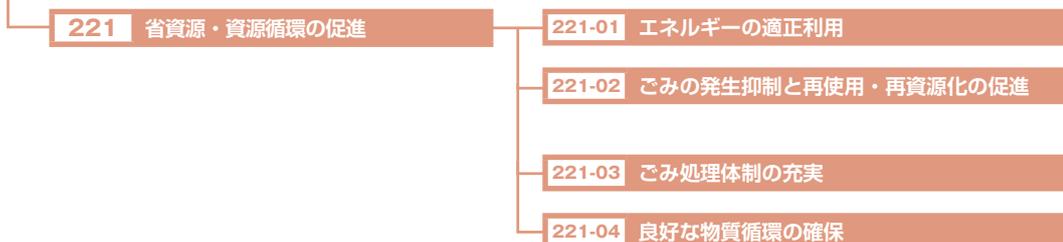
2 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち ……………【環境分野】

計画の体系

政策 2-1 豊かな自然環境の保全と創造



政策 2-2 資源が循環する環境共生都市の実現



政策 2-3 良好な生活環境の形成



総合的・計画的な環境対策の推進

主担当

環境部

方針（基本施策の目指すもの）

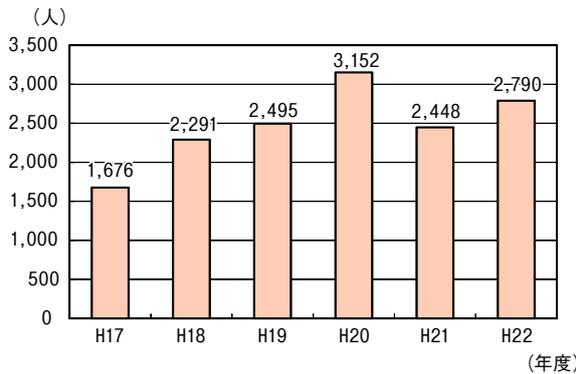
地球環境を思いやる人づくりを推進し、市民・事業者・行政が連携を強化して環境への影響を低減するまちづくりを目指します。

アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
地域・企業・行政が一体となった地域全体の環境保全が行われている	23.8%	25~50%
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
ながの環境パートナーシップ会議 ^{※1} の環境保全に関する年間取組件数	238件	266件
マイバッグ持参率	46.0%	60.0%
環境学習会年間参加者数	2,425人	3,100人

現況と課題

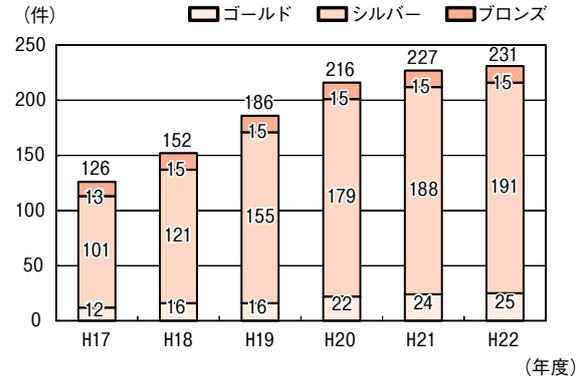
- ◇温暖化や酸性雨等の地球規模での環境問題が発生している中、地域から環境問題に取り組むため、市民・事業者・行政の各主体の協働^{※2}による対策が必要です。
- ◇様々な資源などの消費が環境に多大な負荷をかけていることから、市民一人ひとりが自らの問題として捉え、環境負荷を軽減するための具体的な行動を実践していくことが必要です。

■ながの環境パートナーシップ会議の活動への年間参加者数



資料：環境政策課

■ながのエコ・サークル^{※3}認定数（累計）



資料：生活環境課

※1 **ながの環境パートナーシップ会議**…市民・事業者・行政が連携し、協働のもとに環境共生のまちづくりに取り組む組織のこと。
 ※2 **協働**…市民と行政などの各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。
 ※3 **ながのエコ・サークル**…ごみの減量・リサイクルの推進により、環境保全に配慮した事業活動等に取り組む事業所を認定する長野市独自の制度のこと。事業所の申請に基づき取組状況の審査後、ゴールド・シルバー・ブロンズの3段階のランクに認定する。

施策

211-01

市民・事業者・行政の協働による取組の推進

主担当

環境政策課

施策の目標

市民・事業者・行政の協働体制を強化するとともに、市民・事業者の自主的な活動や取組への積極的な支援を通じて、協働による環境対策の充実を目指します。

主な取組

- ◆ながの環境パートナーシップ会議などを通じ、市民・事業者・行政が協働して環境の保全や創造に向けて環境対策の充実を図ります。(環境政策課、施策041-01関連)
- ◆環境保全活動を推進する団体、事業者などを育成・支援します。(環境政策課)

施策

211-02

環境教育と環境学習の推進

主担当

環境政策課

施策の目標

あらゆる機会を通じた啓発や環境教育・環境学習を実施することにより、市民や事業者の環境に対する責任と自覚を促し、環境対策への意識と行動力の向上を目指します。

主な取組

- ◆学校教育や地域などにおいて環境教育・環境学習を推進し、次世代を担う子どもたちの環境への理解・関心を深めます。(環境政策課、施策411-02関連)
- ◆子どもから大人までを対象に、自然とのふれあいや観察できる体験的な内容などにより、親しみやすい環境学習の機会を提供します。(環境政策課、施策411-02、523-02関連)
- ◆環境教育・環境学習の拠点の充実を図るとともに、環境保全活動等の中心となる人材を育成します。(環境政策課)
- ◆日常生活における環境情報の数値化などを進め、具体的で分かりやすい環境情報を提供します。(環境政策課)

良好な自然環境の確保

主担当

環境部

方針（基本施策の目指すもの）

豊かな自然環境のもとに生物多様性が確保され、きれいな水や大気、緑とのふれあいがあるまちづくりを目指します。

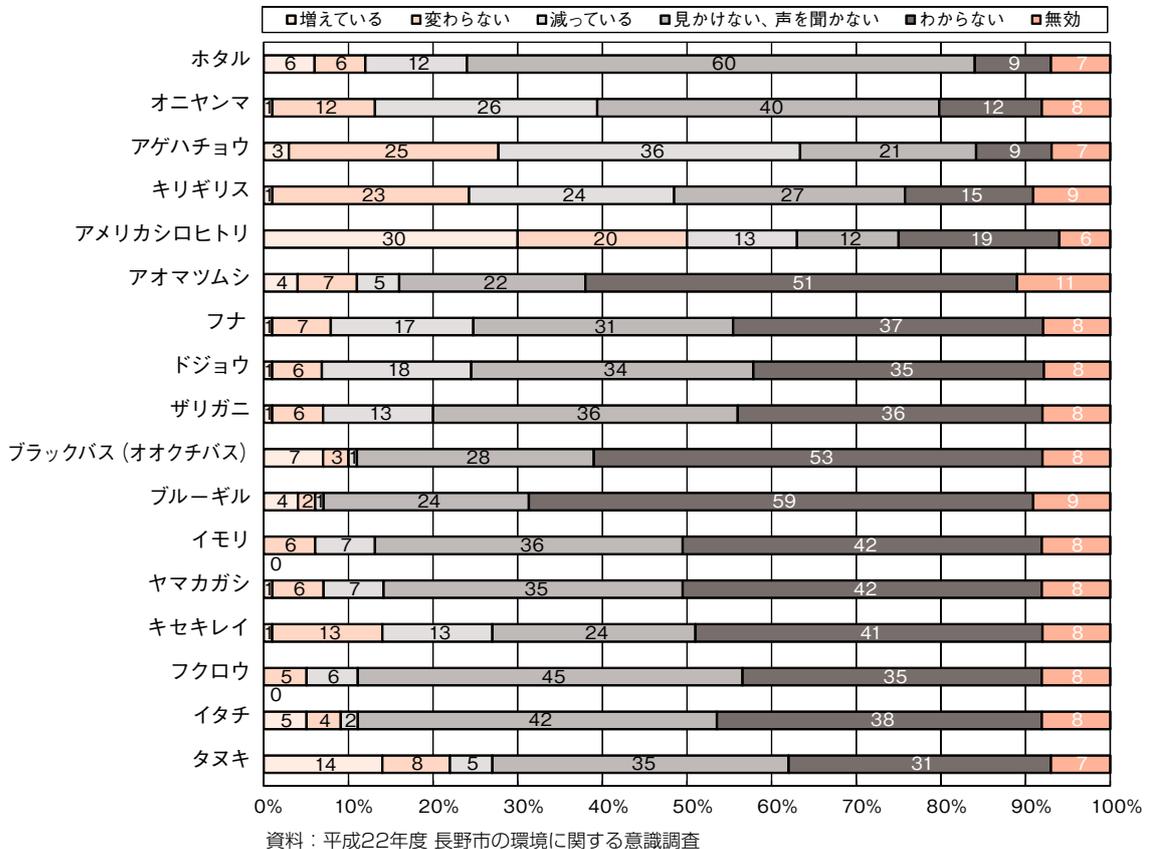
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
豊かな自然と触れ合える場所が豊富にある	62.7%	70%以上
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
ホタルを見かけることがある市民の割合	18.2%	30.0%

現況と課題

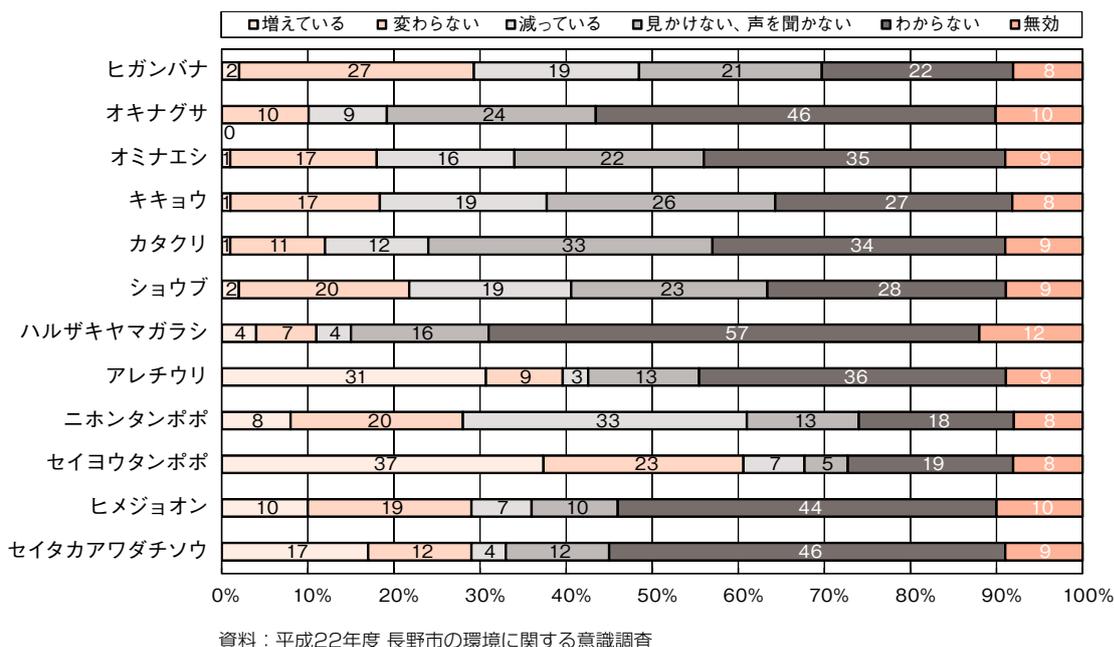
- ◇多様な動植物に恵まれている本市の豊かな自然を次の世代に引き継いでいくための取組が必要です。
- ◇自然環境保全意識を高めるため、市民が自然とふれあうことができる場の確保が求められています。

■居住地周辺の動植物の状況

■動物の生息状況



■植物の生育状況



施策
212-01

自然環境の保全と生物多様性の確保

主担当 環境政策課

施策の目標

市民・事業者・行政の協働のもと、自然環境の保全や希少動植物を保護することにより、次世代へ継承すべき多様で豊かな生態系の確保を目指します。

主な取組

- ◆各種法令等に基づき、適正な土地利用を誘導することなどにより、良好な自然環境を保全します。(環境政策課、施策611-01、613-01関連)
- ◆外来種の移入防止に関する啓発を推進するとともに、地域と連携した駆除を実施します。(環境政策課)
- ◆実験林^{※4}やキキョウ・ミズナラなどの原生種の育成を通じ、地域特有の生態系を保全するとともに、市民が自然と親しめる場を整備します。(環境政策課)
- ◆希少な野生動植物の生息・生育状況に関する調査を実施し、効果的な保全対策を検討します。(環境政策課)
- ◆計画的な森林整備により、地域の特性に応じた多様性のある森林づくりを進めます。(森林整備課、施策523-01関連)
- ◆耕作放棄地の解消と環境にやさしい農業を推進します。(農業政策課、農業委員会事務局、施策521-01、521-03関連)
- ◆暮らしに密接なかかわりのある里山を保全・整備します。(森林整備課、環境政策課、施策523-01関連)
- ◆中山間地域の農業と農村の活動を支援し、農地や集落を維持するとともに、中山間地域が有する多面的な機能の保持を図ります。(農業政策課、施策522-01関連)

※4 実験林…飯綱高原の自然を保全・復元していくため、管理方法の実験や生育状況の観察をしている森林のこと。併せて、多様な森林景観を活用し、市民の散策や森林博物館的な勉強の場として整備も行っている。

省資源・資源循環の促進

主担当

環境部

方針（基本施策の目指すもの）

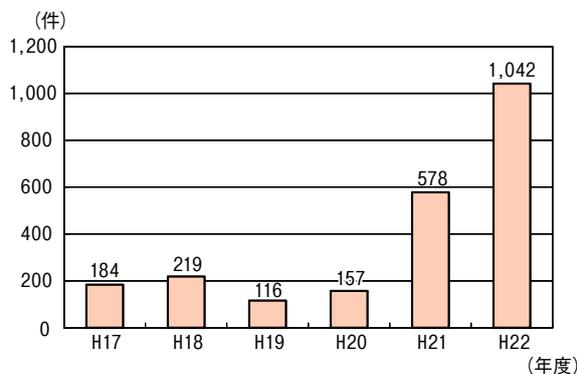
市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じ、ごみの発生抑制、再使用・再資源化やエネルギーの適正利用を促進することで、環境共生都市^{※5}の実現を目指します。

アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
資源のリサイクルやごみの減量化に対する取組が盛んである	62.7%	70%以上
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
太陽光発電設備規模【住宅用】（累計）	11,982kw	38,000kw
太陽光発電設備規模【公共施設・事業所等】（累計）	749kw	3,000kw
エコカー登録率（推計）	2.6%	15.0%
ごみの年間総排出量	133,179t	129,140t
ごみのリサイクル率	28.9%	29.9%

現況と課題

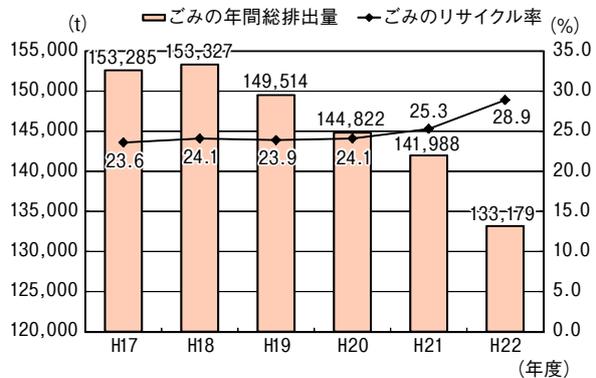
- ◇大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動が環境に負荷をかけていることから、環境に配慮したライフスタイルや事業活動を促進することが求められています。
- ◇二酸化炭素排出量を削減するため、省エネルギー^{※6}の取組や環境への負荷が少ない再生可能エネルギー^{※7}等の活用が必要です。
- ◇循環型社会の構築を図るため、ごみを発生させない取組や再使用・再生利用による循環利用の促進が必要です。

■太陽光発電システム設置支援数



資料：環境政策課

■ごみのリサイクル率



資料：生活環境課

※5 環境共生都市………人が多様な自然や生物と共に生きられる環境への負荷が少ない都市のこと。
 ※6 省エネルギー………石油・電力・ガスなどのエネルギーを効率的に使用し、その消費量を節約すること。
 ※7 再生可能エネルギー………自然界で起こる現象から取り出すことができる繰り返し使用可能なエネルギーのこと。具体的には太陽光発電、太陽熱利用、バイオマスエネルギーなどがある。

施策

221-01

エネルギーの適正利用

主担当

環境政策課

施策の目標

市有施設をはじめ、家庭や事業所における省エネルギーを促進するとともに、積極的に再生可能エネルギー等を活用することにより、限りある資源の有効利用を目指します。

主な取組

- ◆冷暖房温度設定の適正化、ライトダウン^{※8}や自転車の利用など、家庭や事業所などにおける省エネルギーの取組を促進します。(環境政策課)
- ◆太陽光発電システムやペレットストーブ^{※9}設置の支援などによる再生可能エネルギーの導入・活用を促進します。(環境政策課、森林整備課、施策523-01関連)
- ◆バイオマスエネルギー^{※10}に関しては、情報の共有化や新しい事業の検討などにより、利活用を推進します。(環境政策課、施策523-01関連)
- ◆市有施設への省エネルギーや再生可能エネルギーの率先導入を図り、ベストミックス^{※11}化によるエネルギー管理を推進します。(環境政策課)
- ◆長野市地球温暖化防止活動推進センター^{※12}において、CO2排出量の見える化などを検討し、エネルギーの適正利用の学習・啓発活動を推進します。(環境政策課)

施策

221-02

ごみの発生抑制と再利用・再資源化の促進

主担当

生活環境課

施策の目標

市民・事業者・行政が連携し、ごみになるものを減らし、繰り返し使えるものは使い、資源として再生利用する3R^{※13}の徹底を目指します。

主な取組

- ◆レジ袋の削減や容器包装の店頭回収など、市民・事業者・行政が連携してごみの発生抑制、再利用・再資源化を促進します。(生活環境課)
- ◆啓発活動や地域との連携により、ごみの分別や適正な排出ルールを徹底します。(生活環境課)
- ◆家庭の可燃ごみに多く含まれる生ごみについて、自家処理による堆肥化などの促進や食べ残しを削減する食生活の普及啓発により、減量を図ります。(生活環境課)
- ◆事業所におけるごみの減量や資源化を促進するため、ながのエコ・サークルの普及促進や事業者への啓発・指導を強化します。(生活環境課)
- ◆家庭ごみ処理の有料化の効果を検証し、有料化制度の適切な運用を図ります。(生活環境課)

- ※8 ライトダウン……………屋外照明や家庭における電気を消して電力消費を削減すること。なお、ライトダウン促進のため、毎年夏至、冬至前後の一定期間、ライトアップに馴れた日常生活の中で、日頃いかに照明を使用しているかを市民一人ひとりが実感し、温暖化問題を考える機会をつくることを目的として、ライトアップ施設や家庭の電気の消灯を呼びかける「ライトダウンキャンペーン」を行っている。
- ※9 ペレットストーブ……………端材や間伐材などを破砕・加工し、ペレット(小さなかたまり)状に成型したものを燃料とするストーブのこと。
- ※10 バイオマスエネルギー……………生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料を除く)のこと。〔「バイオマス」…家畜排せつ物や生ごみ、果樹剪定枝など動植物から生まれた再生可能な有機性資源のこと。〕
- ※11 ベストミックス……………各電源を最適なバランス(化石燃料をできる限り利用せずに必要な電力を安定供給する組合せ)で組み合わせることでいくこと。
- ※12 長野市地球温暖化防止活動推進センター……………「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点として、社団法人長野県環境保全協会を指定し、平成22年10月に開設した機関のこと。温暖化防止に関する講座や講演、広報、NPO等の活動支援、省エネ相談などを行っている。
- ※13 3R……………リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つのRの総称であり、ごみを減らし、使える物は繰り返し使い、ごみを資源として再生利用すること。

施策

221-03

ごみ処理体制の充実

主担当

生活環境課

施策の目標

環境に配慮したごみ焼却施設の建設や効率的な収集などにより、ごみ処理体制の充実を目指します。

主な取組

- ◆長野広域連合が計画するごみ焼却施設について、地元住民との十分な協議による合意形成を図り、早期整備を推進します。(生活環境課)
- ◆ごみの分別や排出が困難な高齢者や障害者などが分別・排出しやすいごみ収集体制を検討します。(生活環境課)
- ◆資源化の拡大に対応できるよう、民間の資源化処理施設の開設を促進します。(生活環境課)

施策

221-04

良好な物質循環の確保

主担当

環境政策課

施策の目標

雨水やバイオマス資源を利活用することにより、良好な物質循環の確保を目指します。

主な取組

- ◆限りある水資源を大切にすることを図ります。(環境政策課、上下水道局総務課)
- ◆市民・事業者・NPOなどと連携して、間伐材や生ごみなどのバイオマス資源の利活用を図ります。(環境政策課、生活環境課)
- ◆雨水などの貯留・浸透機能を高める雨水貯留施設^{※14}の設置を支援し、雨水の有効利用を促進します。(河川課、施策311-02関連)

※14 雨水貯留施設…屋根に降った雨を一時的にタンクなどに貯め、雨水の流出を抑制する施設のこと。貯めた雨水を樹木・草花や庭への散水に利用することにより、自然な地下浸透の効果もある。

基本施策

231

生活環境の保全

主担当

環境部

方針（基本施策の目指すもの）

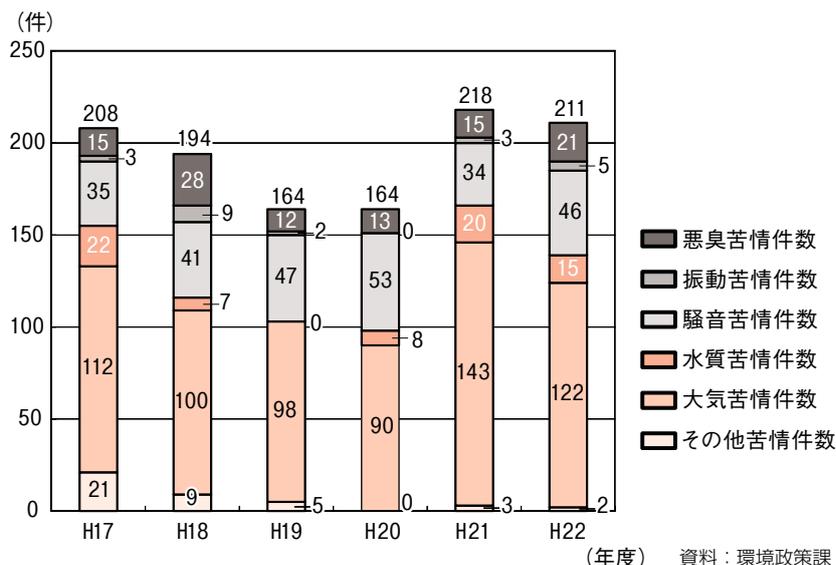
廃棄物^{※15}の適正処理を進めるとともに、環境美化や公害防止のための意識の高揚を図ることにより、清潔で快適な生活環境の実現を目指します。

アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
騒音や悪臭がなく快適に暮らせる地域が保たれている	59.2%	70%以上
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
ポイ捨て吸殻本数	106本	70本
大気環境基準達成率 ^{※16}	76.47%	77.78%
中小河川BOD ^{※17} 平均値	1.7mg/ℓ	2.0mg/ℓ

現況と課題

- ◇廃棄物を大量に長期間ため込むなどの不適正な保管を解消するため、市民・事業者・行政がそれぞれの責務を果たし、廃棄物の適正処理を進める必要があります。
- ◇廃棄物の不法投棄があとをたたない中、環境美化意識の高揚や捨てられにくい環境づくりが必要です。
- ◇市民の環境に対する関心が高くなってきていることから、騒音や自動車の排出ガスなどによる大気汚染等、生活に起因する生活型公害^{※18}が増加傾向にあり、抑制に向けた取組が必要です。

■公害苦情件数



※15 廃棄物……ごみ、燃え殻、汚泥などの汚物又は不要物のこと。産業廃棄物と一般廃棄物に分類される。このうち、一般廃棄物については、さらに事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物に分類される。
 ※16 大気環境基準達成率……大気汚染測定局数（二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質の各局）に対する環境基準の達成局数の割合のこと。
 ※17 BOD……生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）。河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示す数値のこと。
 ※18 生活型公害……近隣騒音・生活雑排水による河川・湖沼の汚染などの都市活動や生活に密接に関係する公害のこと。

施策

231-01

適正な廃棄物の処理の推進

主担当

廃棄物対策課

施策の目標

廃棄物処理事業者・排出事業者に対する監視・指導や災害廃棄物の円滑な処理などにより廃棄物の適正処理を目指します。

主な取組

- ◆廃棄物処理事業者や処理施設に対する計画的な立入検査や監視・指導を充実します。また、排出者責任の原則に基づき、排出事業者への啓発・指導を充実します。(廃棄物対策課)
- ◆大規模地震や水害などの災害時に発生する廃棄物に対する処理体制の構築に努めます。(生活環境課)
- ◆未水洗化世帯のし尿などを適正に処理するため、処理量に見合った収集体制や処理施設のあり方の検討を進めます。(生活環境課)

施策

231-02

環境美化の推進

主担当

環境政策課

施策の目標

監視体制や啓発活動を強化し、市民・地域などとの連携による美しい生活環境づくりを目指します。

主な取組

- ◆市民などからの通報体制や関係機関との連携などにより、監視体制を充実し、不法投棄の未然防止と早期発見を図ります。また、発見した不法投棄に対しては、関係機関と連携し、適正に対応します。(生活環境課、廃棄物対策課)
- ◆啓発活動により環境美化意識を高め、ごみのポイ捨てなどをされにくい環境づくりを推進します。(環境政策課)

施策

231-03

公害防止対策の充実

主担当

環境政策課

施策の目標

大気・水質・騒音などに関する環境基準の達成・維持や、生活騒音等の防止に向けた啓発により、健康で安全な生活環境の形成を目指します。

主な取組

- ◆工場や事業所などにおける規制基準遵守のため、指導と立入検査などを充実します。(環境政策課、環境衛生試験所)
- ◆日常生活に起因する悪臭や騒音などの生活型公害については、発生源に対して指導するとともに、発生抑制に向けて啓発活動を推進します。(環境政策課)
- ◆大気・水質・騒音などの監視や検査により、環境汚染等の未然防止を図ります。(環境政策課、環境衛生試験所)
- ◆地下水の揚水量の把握や監視により、地盤沈下被害の未然防止に努めます。(環境政策課)

基本施策

232

上下水道等の整備

主担当

上下水道局

方針（基本施策の目指すもの）

ライフライン^{※19}として重要な上下水道等を計画的・効率的に整備し、安全で快適な生活環境の形成を目指します。

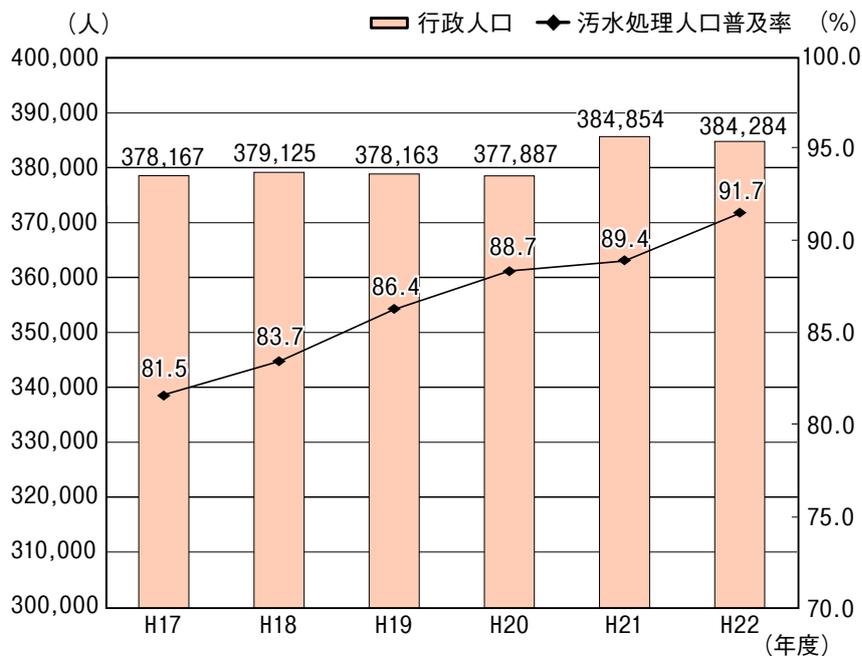
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
生活廃水や汚水の処理が、適切に行われている	66.2%	70%以上
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
老朽管解消率	3.5%	12.2%
汚水処理人口普及率 ^{※20}	91.7%	99.4%

現況と課題

◇水道の普及率はほぼ100%であり、水源の保全や水質管理の徹底などにより、安全でおいしい水の安定した給水体制を維持していく必要があります。

◇下水道等の普及率は90%を超えており、全戸水洗化と効率的な維持管理を進める必要があります。

■汚水処理人口普及率



資料：下水道建設課

(H17～H20は信州新町・中条地区を含まない)

※19 ライフライン……電気・ガス・水道や電話など、日常生活の機能を保つ生命線のこと。

※20 汚水処理人口普及率……公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽の各汚水処理の普及状況を統一的に人口で表した指標のこと。

施策

232-01

安全でおいしい水の安定的な供給

主担当

配水管理課

施策の目標

日常生活に必要な不可欠な水の安全性とおいしさを確保するとともに、計画的な水道施設の整備により安定的な供給を目指します。

主な取組

- ◆老朽化した水道施設の計画的な更新や配水区域のブロック化^{※21}などにより災害に強い水道を整備し、安定した給水体制の確保を図ります。
(配水管理課、上下水道局サービスセンター、施策311-01関連)
- ◆関係機関や地域と連携して水道水源の保全を図るとともに、水道水質を向上させ、安全でおいしい水を提供します。(浄水課、上下水道局サービスセンター)

施策

232-02

公共下水道等の普及促進

主担当

下水道建設課

施策の目標

全戸水洗化を目指した公共下水道等の整備により、水質の保全と衛生的な生活環境の形成を目指します。

主な取組

- ◆地域の条件に応じた整備手法により、全戸が水洗化できるよう、公共下水道等の効率的かつ計画的な整備を推進します。(下水道建設課)
- ◆公共下水道等への接続の普及啓発活動を強化し、各戸の水洗化を促進します。(業務課)
- ◆下水道事業の効率的な経営に向け、公共下水道等の施設を適切に管理するとともに、老朽化した施設や耐震化が必要な施設の改築などを計画的に進めます。
(下水道建設課、下水道施設課、施策311-01関連)

※21 配水区域のブロック化…水量・水圧・水質の安定、災害発生時における迅速な対応や水道管路の維持管理の効率化を図るため、市内をブロックに区画割りすること。

基本施策

233

緑化・親水空間の充実・創造

主担当

都市整備部

方針（基本施策の目指すもの）

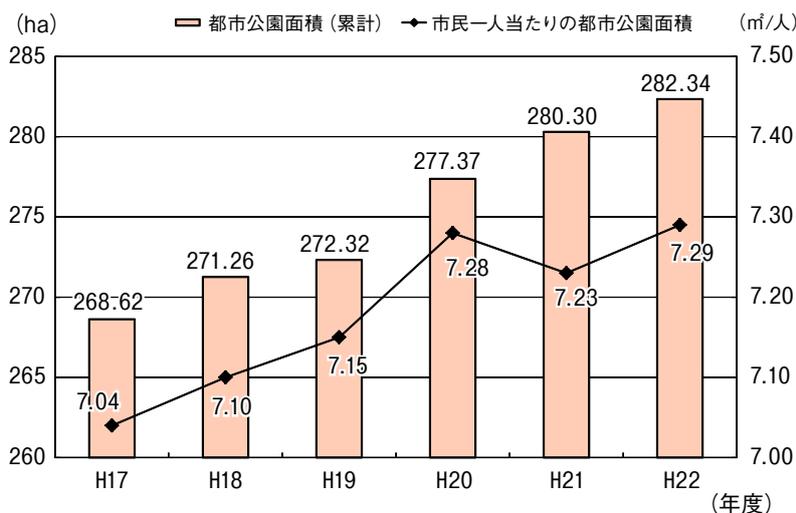
生活に身近な緑化空間や親水空間の整備により、潤いとやすらぎを実感できる空間の充実と創造を目指します。

アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
やすらぎや潤いを感じられる公園や河川が整備されている	44.6%	50~70%
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
市民一人当たりの都市公園面積	7.29㎡	8.20㎡
多自然型河川※22の整備延長	4,106m	4,300m

現況と課題

- ◇街並みにゆとりや豊かさが求められている中、水と緑をいかした潤いとやすらぎを感じられる空間の充実を図る必要があります。
- ◇市民の緑に求めるニーズが多様化する中、地域の特性をいかした公園づくりや緑の質的向上を図る必要があります。
- ◇豊かな自然をいかした緑の整備や自然環境や水辺の生物とふれあうことのできる河川等の整備が必要です。

■市民一人当たりの都市公園面積



資料：公園緑地課
(H17～H20は信州新町・中条地区を含まない)

※22 多自然型河川…自然石を利用した護岸や河床の整備などにより、生物の良好な生育環境に配慮し、川が本来持つ自然環境を保全・再生することを目的とした河川のこと。

施策

233-01

豊かな緑化空間の整備

主担当

公園緑地課

施策の目標

市民の緑化意識の高揚を図るとともに、豊かな自然環境に調和した質の高い緑化を推進し、緑や花々にふれることのできる空間の整備を目指します。

主な取組

- ◆緑とふれあう機会を提供するとともに、緑化活動を支える人材を育成し、市民の緑化意識の高揚と緑化活動の拡大を促進します。(公園緑地課、施策613-01関連)
- ◆地域のバランスに配慮しながら公園を適正に配置するとともに、災害発生時にも対応できる公園の整備に努めます。また、市民の積極的な参画のもと、地域の特性をいかした公園の活用を検討し、公園利用の促進を図ります。(公園緑地課、施策311-01関連)
- ◆低・未利用地^{※23}を活用した緑化空間の創出や、街路樹の適正な維持管理などにより、市街地の緑の充実を図ります。(公園緑地課、施策611-01関連)
- ◆森林や河川の緑地と市街地の街路樹や公園による緑のネットワークを形成し、多様な生物の生息環境を確保します。(公園緑地課)
- ◆工場や事業所などに緑化を義務付けるとともに、優れた緑化活動に取り組んだ事業者を顕彰し、事業者の緑化を促進します。また、屋上緑化・壁面緑化などを含む幅広い緑化手法の普及を図ります。(公園緑地課、施策613-01関連)

施策

233-02

潤いある親水空間の整備

主担当

河川課

施策の目標

河川等がもつ環境面での多様な機能に配慮し、市民が水に親しみながら、水辺の大切さを学ぶことができるような親水空間の整備を目指します。

主な取組

- ◆河川、水路、ため池などを親水性^{※24}や生態系などに配慮して整備します。(河川課、農業土木課)
- ◆親水性に配慮した河川等の利用を促進することなどにより、河川の水質保全の啓発を進め、水辺の保全意識の向上を図ります。(河川課、環境政策課、施策611-01、613-01関連)

※23 低・未利用地…既成市街地内の更地、遊休化した工場・駐車場、商店街の空き店舗、密集住宅地内の空家など、有効に利用されていない土地のこと。

※24 親水性……水や河川などに触れたり接することができる、水に親しむことを可能とする性能及び形状のこと。